

障害福祉サービス事業所 御中  
(通所系事業所)

江東区障害福祉部障害者施策課長  
江東区障害福祉部障害者支援課長

### 緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所の対応について

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都には去る1月7日に緊急事態宣言が発出され、厚生労働省及び東京都からは既に標記に係る通知がなされております。このことを踏まえ、江東区内の各事業所においては、以下の対応をお願いいたします。

#### 記

##### 1 サービスの提供について

障害福祉サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、十分な感染防止対策を行ったうえで、必要なサービスを継続的に提供するようお願いいたします。

##### 2 人員基準等の臨時的な取扱いについて

各事業所においては、一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬の減額をしないことや、利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと区が認める場合には報酬の対象とすることが可能であることなど、これまでと同様に人員基準等の臨時的な取扱いを踏まえた柔軟な対応も可能であることに留意してください。

##### 3 その他

- ・やむを得ず、自主的な休業を行う際には、休業する事業所からの訪問支援や他事業所による支援など、適切な代替サービスを確保するとともに、東京都及び江東区に連絡をしてください。
- ・東京都において「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施しており、サービス継続に要するかかり増し経費等について支援を行っているので、必要に応じて活用してください。

**【参考】**

「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第7報）」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所・施設の対応について」（令和3年1月8日付2福保障計第1614号）

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて」（令和2年7月6日付2江障障第767号）